

障がいのある子ども

手帳

● 身体障害者手帳

身体に障がいがある場合、身体障害者手帳（1～6級）の交付を受けることができます。手帳が交付されると、障がいの程度に応じてさまざまなサービスを利用できます。

[対象となる障がい]

- 視覚障害 ●聴覚障害 ●平衡機能障害 ●音声・言語・しゃく機能障害 ●肢体不自由
- 心臓機能障害 ●じん臓機能障害 ●呼吸器機能障害 ●ぼうこう・直腸機能障害 ●小腸機能障害
- 肝臓機能障害 ●ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

● 療育手帳

知的障がいがある場合、療育手帳の交付を受けることができます。手帳が交付されると、障がいの程度に応じてさまざまなサービスを利用できます。

[18歳未満の児童の判定機関]

八代児童相談所

所在地：八代市西片町 Tel：0965-32-4426

● 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがある場合、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の交付を受けることができます。手帳が交付されると、障がいの程度に応じてサービスを利用できます。

[対象となる精神疾患]

- 統合失調症 ●躁うつ病 ●非定型性精神病 ●てんかん
- 中毒性精神病 ●高次脳機能障害 ●発達障害など

※いずれの手帳も申請窓口は市役所本庁または支所となります。
手続きに必要なものは問い合わせてください。

問い合わせ先

障がい者支援課（八代市役所1階）

TEL：0965-35-0294

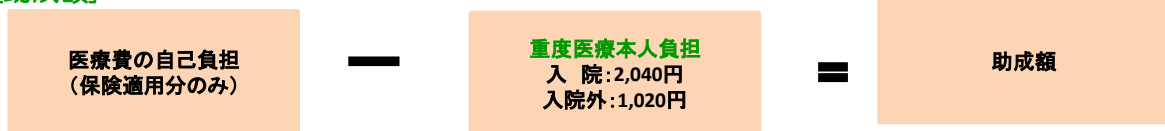
医療

● 重度障害者医療

[対象者]

- 重度の心身障がい者であること
 - ・ 身体障害者手帳 1 級・2 級に該当する方
 - ・ 療育手帳 A 1・A 2 に該当する方
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する方
 - ・ 福祉手当受給相当者
- 満 3 歳以上であること
- 八代市の住民であること
- 医療保険の被保険者又は被扶養者であること

[助成額]



※1 医療機関（薬局も含む）につき、ひと月ごとに助成額を計算します。
※高額療養費や附加給付金の支給がある場合は、その額を控除して計算します。
※所得が限度額を超えると支給が停止されます。

[他の医療制度との関係]

- ことも医療助成対象者はことも医療が優先です。
- 「重度障害者受給資格証」と「ひとり親家庭等医療費受給資格証」は重複して持つことができます。

問い合わせ先

障がい者支援課（八代市役所 1 階）

TEL：0965-35-0294

● 自立支援医療（育成医療）

18 歳未満で身体障がいのある児童または現状を放置すれば将来障がいが残ると認められる児童が、障がいを軽減・除去する治療や手術を指定自立支援医療機関で受ける場合に、自立支援医療の給付を受けることができます。

[対象となる障がい]

- 視覚障害
- 聴覚・平衡機能障害
- 音声・言語・そしゃく機能障害
- 肢体不自由
- 心臓機能障害
- じん臓機能障害
- 呼吸器機能障害
- ぼうこう・直腸機能障害
- 先天性の内臓機能障害
- 小腸機能障害
- 肝臓機能障害
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

※確実な治療効果が期待できない治療や手術は対象となりません。
※手続きに必要なものは問い合わせてください。

問い合わせ先

障がい者支援課（八代市役所 1 階）

TEL：0965-35-0294

● 自立支援医療（精神通院医療）

精神障がいのある人が、通院による医療を指定自立支援医療機関で受ける場合に、自立支援医療の給付を受けることができます。

※手続きに必要なものは問い合わせてください。

問い合わせ先

障がい者支援課（八代市役所 1 階）

TEL：0965-35-0294

● 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性特定疾患に罹患している 18 歳未満の児童に対して医療費を助成します。
なお、18 歳到達以降も治療の必要性が認められる場合には、20 歳未満まで延長することができます。

[対象となる疾患]

- 悪性新生物
- 慢性腎疾患
- 慢性呼吸器疾患
- 慢性心疾患
- 内分泌疾患
- 糖尿病
- 膠原（こうげん病）
- 先天性代謝異常
- 神経・筋疾患
- 慢性消化器疾患
- 血友病等血液・免疫疾患

※手続きに必要なものは問い合わせてください。

問い合わせ先

熊本県八代保健所

TEL：0965-33-3229

手当

●特別児童扶養手当

身体または知的・精神に障害のある20歳未満の児童について、福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給する制度です。

[対象者]	障がいの状態（法で定める程度以上）によりますので、問い合わせてください。 次のいずれかに該当する人は手当を受けられません。 ●対象児童が国内に住所を有しないとき。 ●対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき。 （障害児福祉手当は年金ではないため、併給できます。） ●対象児童が児童福祉施設など（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）に入所して居るとき。
-------	---

[支給月額]	平成27年4月～ 重度障害児（1級） 51,100円 中度障害児（2級） 34,030円 ※額については改定されることがあります。
--------	--

※本人、配偶者、同居の扶養義務者に所得制限があります。
※手続きに必要なものは問い合わせてください。

●障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）の方に支給されます。

[支給要件]	障がいの状態（法で定める程度以上）によりますので、問い合わせてください。 ●施設に入所していないこと。 ●障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていないこと。 ●毎年の所得が基準以下であること。
--------	---

[手当額]	月額 14,480円 ※額については改定されることがあります。
-------	------------------------------------

※本人、扶養義務者などに所得制限があります。
※手続きに必要なものは問い合わせてください。

●熊本県心身障がい者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡し、又は重度障がいになったときに、残された心身障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。

[対象となる障がい者]	①身体障害者手帳1～3級の人 ②知的障がい者 ③身体または精神に永続的な障がいがあり、①または②程度と認められる人
[加入者]	65歳未満の保護者で、生命保険に加入できる健康状態の人

※手続きに必要なものは問い合わせてください。

問い合わせ先

障がい者支援課（八代市役所1階）

TEL：0965-35-0294

各種サービス・支援

●障害児入所支援

障がい種別による区分をなくし、熊本県が実施主体となり児童福祉法に規定する障害児入所支援を行います。

※詳しくは問い合わせてください。

【対象者】	障がいのある児童
【内容】	療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて保護、日常生活の指導、知識技能の付与の支援（及び医療）を行います。

問い合わせ先

熊本県八代保健所

TEL：0965-32-3229

●障害児通所支援

児童福祉法に規定する児童発達支援等の障害児通所支援に関する事業を行うことにより、障がいをもつ児と家族の福祉の増進を図ります。

※詳しくは問い合わせてください。

児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
【対象者】 未就学の障がい児 【内容】 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	【対象者】 医学的管理の必要な障がい児 【内容】 運動機能に遅れのある未就学の障がい児を対象に医学的な訓練を中心とした支援を行います。	【対象者】 就学中の障がい児 【内容】 放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力の向上のための必要な訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の活動の場となります。	【対象者】 就学・就園している障がい児 【内容】 保育所などを訪問し、集団活動への適応のため専門的な支援などを行います。

●日中一時支援事業

■障がい児タイムケア事業

日中において監護をする方がいないなどにより、放課後、土日及び夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障がい児の預かり及び日常的な訓練等を行います。

【対象者】 障がい者手帳をお持ちの小学校1年生から高校3年生までの方

■日中短期入所事業

障害者（児）を宿泊を伴わない範囲で一時的に預かり、日中における活動の場を提供します。障がい児（者）等の家族の就労支援及び一時的な休息を目的とします。

【対象者】 在宅において介護を受けることが困難な障害者手帳をお持ちの方

※詳しくは問い合わせてください。

●補装具の支給

身体の障がいを補うための補装具の購入や修理に係る費用の一部を支給します。

【対象者】	●身体障害者手帳の所持者（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由など） ●難病患者のうち補装具が必要と認められる人
--------------	--

※詳しくは問い合わせてください。

●日常生活用具の給付

在宅の障がい者または難病患者に対し、日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付します。

※日常生活用具の種類や対象など、詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先

障がい者支援課（八代市役所1階）

TEL：0965-35-0294

各種サービス・支援

●小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付します。
※日常生活用具の種類や対象など、詳しくは問い合わせてください。

●住宅改造に対する助成

在宅の重度の障がい児がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費の一部を助成します。
※対象や助成額など、詳しくは問い合わせてください。

●聴覚障がい児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象をならない軽度・中度等の聴覚障がいのある児童に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。
※対象や助成額など、詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先

障がい者支援課（八代市役所1階）

TEL：0965-35-0294